

## 野菜価格安定対策事業を利用している生産者の皆様へ

〔収入保険への加入を検討される際の注意点について〕



## POINT

1 ○令和3年1月から当分の間、初めて収入保険に加入される方は、原則2年間まで(令和3年から同時利用を開始された方については3年間まで)※、収入保険と野菜価格安定対策事業<sup>(注)</sup>を同時利用することができます。

※ 令和3から同時利用を実施している者について、同時利用ができる期間を1年延長する等の省令改正のパブリック・コメントが掲載中。

## Point

2 ○収入保険と野菜価格安定対策事業を同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定対策事業の生産者の負担金の双方を支払います。

## Point

3 ○また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定対策事業の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計算上、その金額を控除します。

## POINT

4 ○収入保険のみに加入される方は、お手数ですが、必ず野菜価格安定対策事業を利用しない意思及び期間をJA又は登録出荷団体に書面で申告するとともに、収入保険の加入申請時に、NOSAIに写しを提出してください。  
連絡がなく、同時利用となれば、収入保険で保険金等を受け取れない場合もあります。

## POINT

5 ○ご自身がどの野菜価格安定対策事業に加入しているか、ご不明な場合には、JA又は登録出荷団体にご確認ください。

(注) 指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、契約指定野菜安定供給事業・契約特定野菜等安定供給促進事業(価格低落タイプ)